四　当該特別金融商品取引業者が当該特別金融商品取引業者の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2　前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

第三章　自己資本

（自己資本）

第五条　特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に掲げるものとする。

一　資本金

二　新株式申込証拠金

三　資本剰余金

四　利益剰余金（社外流出予定額（配当及び役員賞与（法第二十一条第一項第一号に規定する役員に対し支給されるものに限る。）の予定額をいう。）を除く。）

五　その他有価証券評価差額金（連結貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第七号イ及び次条第一項第一号において同じ。）の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。）

六　自己株式

七　次に掲げるものであって、その額（ニに掲げるものにあっては第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げるものの額の合計額（以下この号において「基本的項目の額」という。）の五十パーセントに相当する額（ホにおいて「算入限度額」という。）を限度とし、ホに掲げるものにあっては基本的項目の額から控除すべき固定資産等の額（第六条第一項各号に掲げるものの額の合計額をいう。）を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とする。）の合計額が基本的項目の額に達するまでのもの

イ　その他有価証券評価差額金（連結貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。）その他前各号に掲げるもの以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるもの（第八号から第十号までに掲げるものを除く。）

ロ　府令第十四条第一項各号に掲げるもの

ハ　一般貸倒引当金（流動資産に属する資産に係るものに限る。）

ニ　長期劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。）

ホ　短期劣後債務（長期劣後債務のうち、算入限度額を超える額及びニに規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。）

八　為替換算調整勘定

九　新株予約権

十　子法人等の少数株主持分

2　前項第七号ニ及びホの「長期劣後債務」とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下この条において同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債をいう。以下この条において同じ。）であって、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一　担保が付されていないこと。

二　契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。

三　期限前弁済又は期限前償還（以下この条において「期限前弁済等」という。）の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である特別金融商品取引業者又はその子法人等の任意によるものであり、かつ、当該特別金融商品取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができると見込まれること。

四　特別金融商品取引業者又はその子法人等がその元利金の支払を行うことにより連結自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

3　第一項第七号ホの「短期劣後債務」とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であって、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一　担保が付されていないこと。

二　契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が一年以上のものであること。

三　期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である特別金融商品取引業者又はその子法人等の任意によるものであり、かつ、当該特別金融商品取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四　特別金融商品取引業者又はその子法人等がその元利金の支払を行うことにより連結自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

4　長期劣後債務（第二項に規定する長期劣後債務をいう。以下この条において同じ。）又は短期劣後債務（前項に規定する短期劣後債務をいう。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該長期劣後債務の額又は当該短期劣後債務の額から控除しなければならない。

一　劣後特約付借入金の借入先が子法人等である場合　当該劣後特約付借入金の額

二　劣後特約付社債の保有者（信託財産をもって保有する者を含む。次号において同じ。）が自己又は子法人等である場合　当該劣後特約付社債の額

三　劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合　当該資金の額（当該資金の額が劣後特約付借入金の額及び劣後特約付社債の額の合計額を超える場合にあっては、当該合計額）

5　第二項第三号又は第三項第三号の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号（債務者が当該特別金融商品取引業者の子法人等であるときは、当該子法人等の商号又は名称を含む。）

二　登録年月日及び登録番号

三　期限前弁済等の額（外貨建てである場合にあっては、期限前弁済等の額及びその円換算額）

四　現在及び期限前弁済等を行った後の長期劣後債務又は短期劣後債務の額（外貨建てである場合にあっては、長期劣後債務又は短期劣後債務の額及びその円換算額）

五　期限前弁済等を行う理由

六　期限前弁済等の予定日

七　十分な連結自己資本規制比率を維持するための資本調達その他の具体的措置の内容

八　期限前弁済等を行った後の連結自己資本規制比率の推定値

6　金融庁長官は、第二項第三号又は第三項第三号の承認をしようとするときは、長期劣後債務又は短期劣後債務が連結自己資本規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一　期限前弁済等を行った後において特別金融商品取引業者が十分な連結自己資本規制比率を維持することができると見込まれること。

二　期限前弁済等の額以上の額の資本調達を行うこと。